

税制調査会第29回企画会合後記者会見録
日時：平成21年4月28日（火） 16時00分～
場所：中央合同庁舎第四号館 共用第一特別会議室

○司会

それでは、第29回「税制調査会企画会合後記者会見」を始めたいと思います。
まず、最初に会長の方から一言お願いします。

○香西会長

本日、政府税調としては、29回目の企画会合を開きました。これは、皆さんも聞いていただいているかもしれませんが、現在、このところ非常に新しい政策が次々と打ち出されてきているわけですが、その中で税調としてはどういうことを勉強したらいいかということについて、委員の皆さんから提案を聞いて、そして、こういう非常に危機的な状況で行われた政策なり税制の変更なり、そういったものにどういう意味があったか、あるいはどういうふうになるべきだったか、将来はどうなるべきか、そういったようなことについて、どういうふうに議論したらいいかといったようなことを中心に意見を交換させていただきました。

調査会としましては、21年度の税制改正に対して意見を出したときに、経済情勢を考えると、当面は非常に危機ですから、それに対して、その場で対策を次々と打ち出していくということが必要であるわけですが、同時に、それで一定の時限を、無期限にやるのではなくて、ある程度時間を限って緊急事態を処理していくことは必要で、それには努力しなければいけないと思いますけれども、そういう中で対応をしながら中期的な立場から言えば、中期プログラムという形で呼ばれておりましたけれども、税制の抜本改正というのがやはりあって、それに今言ったような危機対応策がどういうふうにつながっていくかということこれから議論していく、あるいは考えていくということが必要だろうというふうに思います。

国会におきましては、平成21年度税制改正法が成立したところでありまして、税制の在り方についても、こそこそと言っているわけではなくて、税制改正が国会で認められた法律になっているわけで、それを前提として議論ができるということも1つの条件というか、今の状況でありまして、それだからこそ、いろんな議論についてもっと自由に御議論いただくことができるようになったということも考えて、今日、議論させていただきました。

これは、今日のところでは、いろんな意見が出ましたけれども、いろんなアイデアを事務局の方に積み上げてほしいということを行いましたし、それから必要なものについては、非常に事務的なことであるけれども、実務面の検討が必要だということで、海外調査をして、それぞれいろんな国でどういうことが行われているかということも、それはいいことになっているかどうかということについても、この機会に調査をさせ

ていただきたいということで、そのための準備的な会合を、先生方の何人かに国を選んで行っていただきますけれども、それぞれのグループでいろんな形で、そういった新しい税制をいろいろ考えるときに、実務的な対応がそれにうまく付き合っているのかどうかということも含めて、そういう具体化の問題も含めてこれから少し勉強してみたいと、こういうことで本日の会合は終わっております。

本日のことについては、そういうことでありますけれども、とにかく日本経済も大変な時期になっておりますから、私たちもいろいろ厳しく考えて、日本の経済の危機を何とか脱出できるように流れていく、あるいはそれがうまく成功したら結構ですけれども、その先にどういう形で中長期的な財政再建につながっていくかといったようなこともいろいろ考えながら議論を詰めていきたいと、こういうことが本日の私の希望です。その第一歩にしたいということで、各委員に御出席をお願いしたということでもあります。

ふつつかですけれども、いろいろ頑張ってみてみたいと思っておりますので、御指導のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○司会

それでは、質問のある記者の方は御質問をお願いしたいと思います。

○質問

今日の海外調査の方針について、何について海外調査するかという点について、グリーン税制についての御提起があったと思いますが、その辺の取扱いはどうなっているんですか。

○香西会長

当然予算の関係もありますから、何回も出すわけではありませんが、事前にこの国は大体ということ調べておいて、そして、やはり環境問題というのは、非常に大きなことになって、グリーン化するということが、新しい税制の1つの問題になっているわけですから、それはかなりちゃんとやっていただかなければならないと思っております。

環境税のことについては、むしろ神野さんの方が御専門ですから、お話しください。

○神野会長代理

この調査項目を設定するときにも議論になりまして、最近の税制改正の動向を調べに行くということになっていきますね。ここの中で、ここは単に現在の危機に対応する税制改正だけではなくて、それ以外にも消費税の税率を、これも景気対策と関係して動かしていますが、それなどや、環境税制の動き、つまり税法附則の8項目に関わり合う税制で広く各国で動いている状況をそこで拾ってくるということになっていきます。

中心的に調べる項目については、3つ設定してありますけれども、それ以外には、8項目に関わるような問題については、広くそこで調べてくるということになっており

ます。

○質問

今の話にもちょっと関わるんですけども、実務的な検討というのと、方向性の中で消費税、低所得者対策としての複数税率等の配慮という項目もあったと思ひまして、そういった点も、普通このポツに挙がってくるのかなと想像したんですが、ここには明示的にはないんですけども、これはどういう感じなんですか。

○香西会長

消費税について複数税率にするのかどうかといったようなことについては、一つの可能性としてはあるわけですけども、反対もあるということです。率直に言うと、私は大嫌いなんです。

イギリスでは、マリーズという財政学者が中心になって、21世紀の税制改革という大きな報告書ができた。これは学者ばかりでやって、政府は関係しないで、財政研究所というような民間の団体だと思ひんですが、そこでまとめたものですが、その中のあるチャプターを読んでいると、いかに複数税率が低所得者層に非常に悪い形になってはね返っていて、そんなことをするぐらいなら、こういうふうにやったらずっといいということを盛んに力説しているものもある。あれがあることが非常に所得を公正にしていることにはならないというのがイギリスの実情であるというふうに、その人は書いているわけです。だから、それはそういったことも議論してやっていくということはあることでしょう。

しかし、消費税のいいところというのは、あまり政府が、これはこういう税金というふうにやらないで、みんな同じ率になっている。それにしても、もし、例えば一人当たりどのくらいまでの食費が本当に必要だということのだったら、それを控除することができる可能性もあり得るわけです。いろんな形がありまして、どれがいいかといひますと、そういう議論があれば、やはり採り上げなければいけないんです。

しかし、例えば食品といひても、パンの好きな人は小麦を安くしろといひますし、お米が食べたい人はお米を安くしてくれといひますし、そういうことは国民が適当に考えればいいことであって、そういう最低といひますか、あるレベルの食費がある。そういう形で控除ができるということがあれば、それは国民に任せておけばいいので、そういうことなしに、それにいちいち、業界とか族とか役人とかが入って、これはどうこうということをするのは、私はあまり好きではないです。

これは個人の意見ですから、別に税調の意見ではありませんので、その点は是非、御注意いただいた上で聞いてください。

○質問

そうしますと、この海外調査の項目として低所得者対策というようなものを、要は給付付き税額控除の方にむしろ的を絞って調べようという方向観であるということになるわけですか。

○香西会長

それがどうなるかはわかりません。これは海外でも、例えば勤労に対して負の所得税という形に近いわけです。ある程度、稼いだら、その分、少し上のレベルまで、還付と言うと間違えるんですが、給付する。そういうやり方をしていることが、日本ではやっていない。しかし、アメリカやイギリス、韓国も始めたんだと思うんですけども、そういうところでやっていて、それがかなり、低所得の人たちが奮起して働くことによって更によくなるということが非常にある。そういうことで、非常に格差社会を打破するのに1つの力になるのではないかと。そういう気持ちはあります。

しかし、一方で、これはアメリカでもそうですけれども、あれはもともと子どもを養育するということから始まったわけですが、そうしますと、やはりいろんな届出書などを見ると、非常に不正確だということです。何月何日に子どもが生まれたとか、そういうことの申告などが、やり方といいますか、何割というふうに、正確な申告書に比べれば非常に違った数字が勝手に入っている。したがって、チェックするのも大変なんだということもあって、あれは3割でしたか、何割という、かなり大きな不正割合で、これは全部がごまかすためにやったのか、面倒くさくてやり忘れたのか分かりませんが、そういうことがあるんだそうです。

したがって、そういうことについてはまだまだ問題があるのではないかと、それから、やはり給付と、取るのと、1つのところで一緒にさせてしまうのがいいのかどうかとか、いろんな議論がありますから、まだ今のところ、どういう議論があって、これをやりたいから調べに行くのではなくて、これを調べて、そういうことが問題になったときにどういうふうに考えるかをあらかじめ勉強しておこうということだと私は思っております。

どうぞ。

○神野会長代理

あと、少し補足しておきますと、課題を設定したことから言えば、今回の調査はあくまでも給付付きの税額控除と納税者番号制度について中心を当てていく。付加価値税について調べるというようなことは設定していない。これは調査の目的、課題の設定から言って、そういうことになります。関連して、景気対策その他で税率の上げ下げなどがあった場合には調べる場合もあるかもしれませんが、そこは設定していないわけです。

ですから、御指摘の論点その他については、既にかかなりの蓄積もありますし、今後、検討していく過程でどうやって進めていくのかということとは後で議論することになるだろうと思います。

○司会

ほかにありますでしょうか。

どうぞ。

○質問

そうしますと、今回、主なテーマ設定で納税者番号制度と給付付き税額控除、これは8項目の中から選ばれたということですよね。この8項目というのは、附則の3に書いている8項目から、この2つをピックアップしたということですね。

それで、これを選んだ理由を端的に教えてくださいませんか。

○香西会長

日本では、こういうやり方はやってなかったわけですね。だから、言わば処女地になっているわけですから、そういうときに外国ではどうなっているんだろうと、そういうことをやっておかないと、非常に乱雑になってしまう可能性もある。それこそデータが非常に信用できないもので、ばらまいたらいけません、いいかげんに給付してしまうことになって、そうするとまた非常に問題がある。

将来的に言えば、ある程度資産などについても、そんなに正確でなくてもいいんですけれども、少なくともいいから税を少しずつでも取って、この人は大体どれぐらい資産を持っているか、資産ごとに違っていいんですけれども、そういうのがあれば、例えばこのランクから上はこうだとか、所得については所得税は1年遅れでもわかるわけなんですけれども、そういうものではなくて、例えば資産も含めて、そういうものがわかれば、いろんな救済のために給付する場合にしても、ある程度選択できるわけですね。どういう人たちに当てはめる、そういう政策をするためには、そういう人たちがどのぐらいいるかということが大事なわけですから、そういったようなことについても、どういう形で行われているかということもあります。

それから、アメリカなどを見ていると、新しい税制を採用するときは、所得階級がそれによってどういうふうに動かされるかということが必ず、推測ですけれども、それがあつたんですね。それはいろんな形でデータをつくる時に、そういった問いに対して答えられるような統計の整理をしているということもあるわけなんですけれども、いろんな形で、やはり格差というのは日本だけではないことなんですけれども、日本にも格差があるということはあるわけで、それに対する対応策としては、どういう形があるのか、いいのか、日本にとっては導入した方がいいのか、そうじゃないのか、そういったようなことはやってみて初めてわかることではないかと思ひます。

○神野会長代理

私の方から少し補足すれば、一昨年に出しました税制調査会の抜本的な改革に対する答申を踏まえて、今度の8項目は設定されているわけですね。したがって、フェーズを少し具体的なレベルに上げて議論することが私どものミッションだと思いますので、具体的なレベルに上げて制度面を検討するといったときに、海外調査をかけ、検討する内容として何があるかという、やはりこの2つにならざるを得ないのではないかといいことで選んだということなんです。

○質問

続けて恐縮ですが、政府税調としての今年のゴールなんですけれども、この8項目について、制度上こうあるべきだという議論をまとめた上で答申の形にする方向なんですか。

○香西会長

私どもとしては、普通の行き方でいきますと、政府税調は何年度答申があると同時に、中期答申のようなものをやるのが1つの慣行であって、それも本当に答申という形でやったこともありますし、会長談話のような程度で文章を残した場合もありましたから、それはまた特に今年のように、内閣が変わるのかどうかとか、そういうこともわからないときで、どうしても先行きのことはよくわからないわけなんですけれども、私たちとしてもできれば、一応3年の任期があったわけですから、人並みに問題を考えるものはまとめておく、あるいは新しい問題を提起しておくとか、そういったことは、できればそうしたい。ただ、それは何月になればそういうことができるのか、あるいは何月になったらそういうことをやっても、内閣も違って、答申だといってもだれも見てくれないのかもしれないわけですから、何ともいえないんですが、何か整理はしたいということは考えております。しかし、何をということについては、もう少し展開を見てやりたいと思います。

よろしいでしょうか。

○質問

はい。

○司会

ほかにありますでしょうか。どうぞ。

○質問

今の質問に関連するんですが、連合の高木さんも聞いていたと思うんですけれども、これから中期プログラムの改正を政府がやると思うんですが、それについて何か政府税調として検討したり、提言をしたりという可能性はあるんでしょうか。

○香西会長

逆に言えば、今のところ政府の方でいろいろなお考えはあることかもしれませんが、中期プログラムについて言えば、どちらかといえば19年11月に出したものが、1つの基礎になっているんだと私たちは思っているというか、総理のところ、あれは去年の暮れでしたか、21年度の税制についての答申を出しに行ったときに、「いろんな各税目ごとに、こういう方向でいくということをよくまとめてくれた。」と褒められたんです。それで、中期プログラムについても、「君たちのやったことはちゃんと重んじてやるから見ておれ。」というようなことを言って、うまくおだてられただけなのかもしれませんけれども、そういう形がありましたから、中期プログラムというのは、私どももそれを産むときにも多少の縁はあったと私どもは考えているわけで、それについてどういう問題が起きるかということについては、勿論問題があるということに

なれば、我々もまた考えがあると思います。

それから、これは諮問会議も問題にされているかも知れませんが、中期プログラムについては、既に政府の中でいろいろ検討もなされているわけだと思えます。諮問会議とか安心社会実現会議というものもあります。総理は諮問会議や安心社会実現会議での議論も踏まえるということをおられるというふうに側聞しておりますけれども、お呼びがあれば意見を出すことになるでしょうし、また我々の方で、それはちょっと具合が悪いのではないかということであれば、またそういうことを申し上げに行くことになると思います。

今のところ、中身をどういうふうに考えて、どういう問題を出さなければいけないかということについては、まだそこまで、中期プログラムを再検討しているというか、もう一度読み直してという形になってないというのが現状だと思います。

○司会

よろしいでしょうか。

それでは、これにて記者会見を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○香西会長

どうも失礼しました。

[閉 会]